

令和7年第10回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年5月23日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 森山瑞江
同 委員 仲山英之
同 委員 岡田行雄
同 委員 小林三保

議 題

1 議案

- (1) 議案第21号 「練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第22号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ①区立学校適正配置第二次実施計画(素案)に係るオープンハウス等の実施について
- ②第4次練馬区立中学校選択制度検証委員会の設置について
- ③部活動地域移行に係る休日における地域クラブ活動の試行について
- ④教科書展示会の開催について
- ⑤令和7年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ⑥区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について
- ⑦保育所等在籍・待機児童数について
- ⑧区立施設予約システムの更新・統合について
- ⑨その他

開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 4時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐川 広

教育振興部教育総務課長

杉山 賢司

同 教育施策課長

竹岡 博幸

同 学務課長

竹内 康雄

同 学校施設課長

柴宮 深

同 保健給食課長

渡辺 雅昭

同 教育指導課長

佐藤 永樹

同 副参事

佐藤 勝也

同 学校教育支援センター所長

村瀬 美紀

同 光が丘図書館長

小原 敦子

こども家庭部長

関口 和幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太郎

同 こども施策企画課長

河野 一真

同 保育課長

岡村 大輔

同 保育計画調整課長

山口 裕介

同 青少年課長

横山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋本 健太

同 在宅育児支援担当課長

小島 芳一

教育長

ただいまから令和7年第10回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案3件、陳情1件、協議1件、教育長報告8件である。

1 議案

(1) 議案第21号「『練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例』の制定依頼について」

教育長

初めに、議案である。
議案第21号「『練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例』の制定依頼について」。
では、この議案について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

では、委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。
それでは、ここでまとめたいと思う。
議案第21号については決定ということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第21号については、決定とする。

(2) 議案第22号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

教育長

続いて、次の議案第22号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、この議案について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、各委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。
それでは、ここでまとめたいと思う。議案第22号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第22号については、決定とする。

(3) 議案第23号 「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

教育長

続いて、議案第23号「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

こちらは様式の変更である。改正の理由は、先ほどの提案と同様であるが、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。

では、まとめたいと思う。

議案第23号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第23号については、決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、今日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

①区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係るオープンハウス等の実施について

教育長

次に、教育長報告である。本日は8件ご報告をさせていただきます。

では、報告①について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

これまでも何回か説明会を行ってきたということだが、だんだんと理解は得られてきたのか、現在問題になっているのはどのようなところか、その2点について教えていただきたい。

教育施策課長

これまで、特に豊溪中学校に関しては、1月11日土曜日にまず第1回の説明会を行った。その後、再度の説明会のご要望があったので、3月22日土曜日に2回目の説明会をさせていただいた。その後、本日ご報告した個別の説明の要望をいただいたので、今回開催するものである。

3月22日の説明会では、当日やその後にフォームで質問を受け付けたが、その中では適正配置の考え方自体についてのご質問、ご意見や、避難拠点がどうになってしまうのか、地域コミュニティーがどうになってしまうのか、もしくは、今回ご要望があったが、説明会では具体的に聞きたいことが聞けないため、個別の説明の機会をつくってほしいというご意見があった。そもそも反対とおっしゃる方もいた。

私どもは、このような形でご理解いただけるように進めたいと考えていて、そのような方向性においていろいろな方法でご理解いただくためということで、今回個別面談を行っている。今後もこのような形でご説明を進め、さらなるご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えている。

小林委員

保護者に対する個別面談実施において、昨日の5月22日は何名ぐらい個別面談を実施されていて、その内容とはどういうものだったのか。

教育施策課長

昨日、5月22日木曜日に関しては、旭町地域集会所で開催した。いらっしゃったのは6組である。こちらに関しては、個人でも結構だしグループでも結構ということでお申込みをいただいていたので、6組という形でお越しいただいた。3日間合計では、現在24組の申込みをいただいている。

昨日いただいたご意見に関しては、計画に反対であるというようなお話があった。理由については、先ほど申し上げたようなことと同様の理由であった。一方で、統合に賛成であるという方もいらっしゃった。説明会ではなかなか賛成を表明するような雰囲気ではなかったため、個別の場で申しあげるために参加したということであった。

また、私どももご理解いただけるように努めているが、保護者の立場とすると、決断が遅れると子供の将来設計にも影響が出るため、どちらにしても早い決断をしていただきたいというご意見もいただいている。

岡田委員

質問と私の意見を述べさせていただく。

まず質問だが、このオープンハウスというものが、そもそもどういう内容でやるのかが分からないので、教えていただきたい。

教育施策課長

よく「オープンハウス形式の説明会」と言うが、会場に説明パネルなどを設置し、

これを自由にご覧いただく。その中でご質問、ご意見がある場合には、区職員が個別に対応させていただく形態の説明会である。

岡田委員

私も統廃合のことで幾つか関わらせていただいたことがあるが、反対も賛成も、立場としてはいろいろなご意見があると思う。このようにとても丁寧にやっていただき、特に個別の意見の表明や、質問をさせていただくなど、そういう機会を作っていただくのはとても大切なことだと思っている。

これからも何日か続くということだが、最終的にはいろいろなお気持ちで統廃合に保護者の方は臨むと思う。できるだけこういう意見を聞く機会があって進めていただければとてもありがたいと私は思う。

教育施策課長

このたび、私どものほうからこのような形で個別にご説明する機会を設けさせていただいた。これ以外にも、本当に個別に私どもにご質問いただいたり、もしくはお越しいただいたりする方がいらっしゃる。このような方に対しても丁寧に説明させていただき、ご理解をいただけるように、今後も取り組んでいきたいと考えている。

仲山委員

先ほど小林委員の発言の中にあつた5月22日の面談のときの話で、賛成意見と言える雰囲気ではなかったというようなことを言われていたが、どのような雰囲気だったのか。恐らくその前の話だと、その前の説明会のときには賛成意見が言えないような雰囲気だったということだが、それはどういうことか。

教育施策課長

1回目の説明会も2回目の説明会も、私どもがまず説明をさせていただき、それに関してご意見、ご質問をいただいた。ただ、ご質問もたくさんいただいた中で、私どもの考え方をご説明させていただいたが、やはり理解できないというか、反対だということを表明される方が非常に多くいらっしゃったという状況であった。

そういった中で「賛成である」となかなか言いづらいということは、1回目も2回目もご意見としてはいただいている。

そのようなことがあり、個別に話させていただきたいというご要望を受けてこのような場を設定した。

仲山委員

このような計画を最終的に決定するときに、最後は、例えば関係者に投票してもらうような形で、賛成が多かったら実施する、反対が多かったら諦めるというようなやり方は一般的にないのか。

教育施策課長

このような計画を決定する際は、投票というか、多数決で決めるというようなものではないと考えている。私どもの考え方を説明して、ご理解いただけるような形で今後進めていくが、まだ今は説明の途中のため、どのような段階で計画、立案するかということはあるが、状況を勘案して適切な時期にそのような形で計画案を提出させていただきたい。

そのタイミングについては、まさしく今は説明の途上であるので、これという考えは持ち合わせていないが、そのようなことも含めて今後検討してまいりたい。

仲山委員

統合・再編に関する国の指針の中には、たしか「住民の理解を得て」という文言があったような気がしたが、それを確認するのはどういう方法なのかということは、指針の中には入っていなかったと思う。やはり客観的な理解者が多かった、少なかったなど、それをしないと良くないのではないかと思うが。

教育施策課長

おっしゃるとおり、国の手引には、具体的にどうご理解いただいていくのか、それをどう継続するのかまでの記載はない。そのため、私どもは、まさに今説明継続中のため、状況を見ながら考えていきたい。その中で適切な時期に計画案を上げさせていただきたいと考えている。

森山委員

個別面談で「実は自分は賛成しているのだ」と言う人がいたとのことだが、やはりそういう意見もあるのだということを示さなければ、オープンハウス全体の中でも反対者がかなりいる中で区が押し切ったとならないためにも、賛成者の声をどこかで発表することも必要なのではないか。

教育施策課長

昨日の面談者の中で、賛成の意見をぜひ届けてほしいとおっしゃった方がいる。今回、12月に計画の素案を公表させていただいた。その際に区民意見反映制度、パブリックコメントにより意見を募集している。その後、説明会を2回開催し、今後もこのような形で説明を続けていく。

そのような意見と区の考え方については、計画案策定の段階で公表し、お示しをしたいと考えている。

小林委員

先ほどの賛成意見、反対意見がどれぐらいかというので、例えば説明会を実施した後、アンケート用紙を置いて、現時点で賛成、反対のような決のようなものは取ったことはあるか。

教育施策課長

この件に関して、そのようなものは取ってはいない。ただ、参加票に「内容について理解できたか」というような項目を設けて聞いたことはある。その際には、理解できなかったとおっしゃる方のほうが少ない状況だった。

小林委員

先ほどお答えいただいた、「早く解決してほしい」という意見は、本当に保護者として一番だと思う。もちろん自分の子供が、小中一貫校だと9年間通う学校がどのようなものか気になる保護者の方が多いとは思いますが、実際に自分がそこに住んでいて、ここが学区だと言われたら、ほとんどの保護者がそれを受け入れると思う。それがのめない方は、恐らく受験して自分の選ぶところに行くと思うので、本当に切に早く解決してほしいと保護者の方は思っているのではないかと。それが一番の本音かと思う。今後ともよろしく願います。

教育施策課長

まさしく将来設計に影響が出ることから、早く決断してほしいというご意見をいただいている。そのようなご意見も踏まえながら、私どももタイミングを見て計画案を策定していきたいと考えている。

仲山委員

こういう統合・再編を実際にするという決定は教育委員会が行うのか、それとも区議会にかけて決定をする、あるいは区長の判断するなど、その辺を教えていただきたい。

教育施策課長

まず、計画素案というものを公表している。その後、区民意見反映制度の実施が、このような説明を続けて、一定段階で計画案ということで、いただいたご意見と区の方の考え方をお示ししたいと考えている。それを踏まえて、教育委員会事務局で決定をさせていただくことになる。

ただ、それは計画の話であり、実際に学校の設置もしくは廃止となると、本日最初の議案でも学校設置条例があったが、その改正が必要になる。そのため、本日と同じように、まずは教育委員会にご報告して議決をいただいた後に、区長から区議会に議案を提出する流れになる。

仲山委員

ということは、その段階で、一応区民の代表者の方の意見を間接的に聞いていることになるのか。

教育施策課長

条例改正に関しては、今回のみらい青空学園もそうだが、例えば実際に学校を設置

する前の時期に出す。一方、その間に統合・再編の準備を行うため、計画決定はもう少し前の時期が必要と考えている。そのため、今回の豊浜中学校、光が丘第一中学校についても、令和11年4月の統合を検討する計画素案の内容になっているが、この時期に計画の素案をお示ししたものである。

したがって、条例の改正の段階というよりは、むしろ計画案に関して教育委員会、区議会にご報告をさせていただき、それを決定するところでご意見を伺う機会があると考えている。

教育振興部長

計画素案を出す際も、計画案を出す際も、もちろん教育委員会で議論をしていただくが、区長部局で公共施設全般を管理している公共施設管理作業部会にこの案を示して、教育委員会並びに区長部局も含めて理解を得られた案をまず計画素案として区議会に出し、区議会の中で、計画案について議決を取るわけではないが説明をして、了承を得た上で進めていくという流れになる。

その上で、条例については、計画案が固まった後にその内容に基づいて条例案を示す。それは議決が必要になるが、まずは我々が進めるのは、計画素案を計画案にして成案化するよう、区長部局と一体となって議会で説明して理解を得ていく。このような流れが必要になっている。

②第4次練馬区立中学校選択制度検証委員会の設置について

教育長

続いて、報告の②番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

本件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

7月下旬のところの記述にある35人学級の実施に関わる検証事項だが、例えばどのようなことがここで検証されるのか。

学務課長

1つは、中学校の選択制度の受入れ可能の上限人数である。現在、1学級相当として40名が受入れ可能人数という形で示しているが、これを35人にすべきか否かで各委員の方々のご意見等をいただきたいと思っている。

岡田委員

全般的なことについてお尋ねしたい。平成17年から中学校の選択制度を実施したことで、まさに当時、選択制が導入されたときに私も校長だったが、練馬区では選択制の導入があり、ほかの区では選択制をあえて導入しなかったところもあり、いろいろな状況があったと思う。

私は選択制にとっても賛成で、子供たちが全員とはいかないかもしれないが、ある程度的人数の中で選択できる体制はとても大事なことだと思っている。

今までやってきて、選択制に対する懸念や課題がもしあったら教えていただきたい。また、このような検証委員会をやっていくということで、選択制はこれからも進められると思うが、やってよかったということも少しお聞かせいただければと思う。よろしく願います。

学務課長

選択制度は、先ほども申し上げたとおり20年経過しており、この間、その都度制度の見直し等を行って進めている。

課題というようなお話があった。この間、ある一定の学校については、先ほどの受入れ人数を超えて希望が集中しがちな傾向があるという情報は私どももつかんでいる。一方、学校のそれぞれの特色、取組をどのような形で伝えていくか、どのように周知していくかは、一つの課題かと思っている。

現在も、選択制度を行うに当たり、学校の特色や取組などを冊子として「学校案内」という形で作成し、それぞれの保護者、お子さんにお配りしている。また、ホームページなどでもお示ししているが、今後どのような形で学校の特色を分かりやすく的確に伝えていくのが課題である。

当初の目的になると思うが、保護者や生徒の意思を可能な限り尊重して、自ら選択することができるというのは、よかったことだと思っている。

岡田委員

ぜひPRなども進めていただければと思う。当時の校長の立場でのことを思い出したが、いかに選択してもらえる学校づくりをしていくかという気持ちにもなる制度だと思う。校長の立場としては、特色化を進めて、それを多くの地域や保護者の方に分かっていただくという、学校が活性化するところもあると思うので、ぜひPR活動なども工夫をしていただければと思う。

学校のホームページなどを見ても、随分と改善されてとても見やすくなってきたと思うが、いろいろな情報を欲しがっている保護者の方は多いと思うので、その辺もぜひ進めていただければと思う。

③部活動地域移行に係る休日における地域クラブ活動の試行について

教育長

続いて、報告事項の③について説明をお願いします。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様からご意見、ご質問があればお伺いする。

仲山委員

実施主体の総合型地域スポーツクラブ7団体ということだが、こちらはどのような団体か。

教育振興部副参事

NPO法人である。地域でスポーツ・文化活動について区民向けに日常的に活動の場を提供し、講師による指導を行っている団体である。

仲山委員

では、この7団体は、つながりがある団体とは限らないということか。

教育振興部副参事

活動についてはそれぞれの団体で行ってはいるが、月1回の連絡協議会を行うなどして連携をされていると聞いている。

仲山委員

もう一点、よろしいか。

(5)の実施方法のところ、その一番上、「各団体の指導者が」ということだが、実際、そこで活動するときに、子供たち以外はこの団体の指導者しかその場にはいないという状況になるのか。

教育振興部副参事

運営されるSSCの方々については、受付業務や会場準備等があるため、指導者以外も会場にいる。

森山委員

例えば豊玉でバレーボールをするということになると、光が丘の生徒が豊玉に来て参加するということか。

教育振興部副参事

7団体が拠点とする地域の中学校で行うが、対象となる中学生については、区内7団体の行う種目、どちらにも参加することが可能である。

小林委員

今、実施種目は全部体育館競技だと思うが、今後、例えば野外の部活動も取り入れていくのかということを知りたい。また、中学校選択制度で、その学校がどのような部活をしているかについては保護者の皆様の関心が高いと思う。今後、体育館競技に限らず野外競技、球技、中学校の校庭では無理かと思われるようなところにも広げていくのかどうかをお聞きしたい。

教育振興部副参事

屋外の種目については、今回は検討の段階では挙がっていた。しかしながら、天候の問題等を考慮し、結果的に体育館のものにまとまったところである。また、学校選択制を含めて中学生の関心の高いところであるため、地域クラブ活動の展開として、今後については屋外のものについても検討していく予定である。

森山委員

私が読み違えているかもしれないが、もしここでけがなどした場合は、その場にスポーツクラブの人だけがいるのか。その学校の顧問などがいると、また目的が違ってくるとは思う。スポーツクラブの人が全て、けがをした場合などの処置も連絡もすることになるのか。責任はどこにあるかということをお尋ねしたい。

教育振興部副参事

活動中にけがをした場合の処置については、実施団体であるSSCが行うことを確認している。また、保険等についても今回の参加費の中で賄うこと、また、けが等の対応があった場合には、参加者から連絡先等を頂いているため、保護者への連絡や、その後、在籍する学校との情報共有、また教育委員会との情報共有などについても事前の打合せで行っているところである。

教育振興部長

SSCの皆さんは、今回初めてこのような取組をするわけではなく、普段から地域で区民の方を対象に、このような募集をして、ある種目についての指導をしている。けがをした方なども当然今までも出ているが、そのようなことに慣れている方々に今度は中学校でのこのような取組をしてもらうことになるため、その辺の対応は十分できていると思っている。

岡田委員

実施種目についてお伺いしたい。バレーボール、バスケットボールというのは多くの中学校で部活としてやってきたので分かるが、タンブリングや、ダブルダッチ、ス

ラックラインなどは、競技と言っているのか分からないが、やって楽しむ系のものだと思う。

部活の今までの方向性だと、スポーツだと全国大会まで目指して競技としてやっていくということになるが、タンブリングなどは、これから新しい部活動の形としてこのようなものも学校で導入されるという方向で今考えが進んでいるのかどうか教えていただきたい。

これについては、よいか悪いかということではなくて、子供たちが新しい運動を楽しむという形で、これが学校に定着すればいいと思うが、初めてこういうものが出てきたため、今後の方向性などが分かればありがたい。

教育振興部副参事

今回の種目の決定に当たっては、2年前に実施した生徒や保護者への部活動アンケートの中より、地域で行う活動としてどのような種目を希望するかという質問への回答を参考にさせていただいている。

例えば、バレーボール、バドミントンなどについては、学校以外でも行いたいという希望の人気の高い種目であった。また、スポーツ志向の競技以外にも、レクリエーション要素のあるものとして、SSCと協議する中で、団体が行える種目として、ここにあるようなタンブリング、スラックライン、ダブルダッチ等を挙げていただいた。

今回は地域クラブ活動を中学校で行うという試行・検証になるため、部活動にある種目、また部活動にはないレクリエーション要素の強いものの両方について行い、子供たちのアンケート等を参考に、今後のことを検討していく予定である。

仲山委員

今回はまだ試行・検証ということなので問題にはならないかと思う。3ページ目の大会等の在り方の見直しに関係した部分で、この大会はどのような方向になるのか。全国大会を目指してというものが一つのモチベーションとしてよいこととは思うが、この地域のクラブ活動に入ってしまったときにはチームとしては出られなくなってしまふなど、その辺りは現在どのような流れになっているのか教えていただきたい。

教育振興部副参事

今回試行として行う種目については、実際に大会がある種目もあれば、大会がないものもある。例えば部活動にあるようなバレーボール、バドミントン等でご説明すると、現在は地域クラブ活動として大会に参加をすることができる規定になっている。

「しかるべき手続を取り」ということがあるが、部活動以外にも地域クラブとしての大会参加が可能という状況にある。

小林委員

今回、参加1回の負担額が500円となっているが、一日フルで500円か、午前、午後どちらか2時間程度で500円ということか。

教育振興部副参事

午前または午後を設定している。学校をお借りする時間として3時間、会場をお借りするが、準備、片付けの時間を除いて、1回あたり正味2時間程度の試行である。

④教科書展示会の開催について

教育長

続いて、報告事項の④についてご説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

本件に関して委員の皆様からのご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

⑤令和7年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

報告事項の⑤について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

7件提出するということになるが、この件に関して委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。
それでは、本件を終了させていただきます。

⑥区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について

教育長

続いて、報告の⑥について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

一番上の表について、在籍児童数を学年順に見ていくと、だんだん数が減っていく。そのときに、待機児童数を見てみると、1年生、2年生、3年生で増えている。これがどうしてなのかと疑問に思った。実際、待機児童が生じている学校はどこかというところ、本当に限られたところで、3ページ目の練馬地区の練馬第二小ねりっこが20人、次のページの石神井地区の泉新小ねりっこが23人、それから、少し数は少ないが、あと2校ぐらいある。実際、待機児童が生じているのは、全部で4校だけである。その4校で学年が上がると待機児童が増えていることについて、理由が分かっていたら教えていただきたい。

子育て支援課長

学童クラブについては、保育園と異なり、毎年度入会のご希望の申請をいただき、単年度で利用の必要性が高い方から入会の決定をさせていただいている。その際に、保育園と同様の考え方で、保育が必要な度合いを指数という形で点数化をさせていただいている。お子さんについては、保育園から小学校に上がったばかりの1年生と、学年が上がった3年生を比較すれば、当然だが1年生のほうが圧倒的に生活能力が低いので、お子さんの学年が上がるにつれて点数が一定数低くなるという仕組みになっている。

定員より申請が非常に多い学校については、どうしてもお受けし切れないお子さんが出てしまうが、その際に、今申し上げたように、保護者の方の就労状況が全く同一の場合は、3年生の方がどうしても待機になってしまう。そのような制度上の仕組みから、このような形の待機となっている。

仲山委員

分かった。それとは別の観点だが、待機児童が生じている小学校が非常に偏っているのはどうしてか。

子育て支援課長

まず、最初にご説明させていただきたいのが、先ほど表のところでも簡単にご説明したが、まず練馬区においては学童クラブ、それから学校内にあるねりっこ学童クラブ、それぞれで利用の条件の人数を設けている。特に校内の場合は、標準的には大体90人を確保しようということでこれまで取組をしているが、今回待機が生じている学校については、開設の際、既に児童数が非常に多く、学校の教室自体がかなり一杯な状況になっている。

通常だと、学童クラブの部屋を確保させていただいた上に、例えば特別教室を使わせていただくような工夫をしながら90人を確保している。例えば、先ほどお話があった、4ページ裏面の石神井地区の泉新小については、定員のところをご覧い

ただくと54人となっている。これは本体のお部屋しか確保ができなかったという状況がある。そのような関係で、ねりっこの学童クラブに入れず、さらに、ひろば室を使ったねりっこプラスでも登録しきれない方が23人という形で出てきている状況である。

仲山委員

これは、いずれ解消するめどは立っているのか。

子育て支援課長

まず、練馬区として、今現在、全校にねりっこをつくることを最大の目標として取組を進めている。来年、さらに2校新設する。個々の学校によっては、年度によって、例えば1年生の申請の割合などは、近隣の住宅の開発の状況により非常に波がある。今年度で申し上げると、今、委員のほうからお話があった泉新小や練馬第二小学校が大きく出ているが、例えば昨年度で申し上げると、開進第三小学校が一番厳しい状況だったが、今年度は全て吸収できている状況になっている。

一応私どもとしても、練馬第二小などについては、学校のほうで今新しく教室をお借りできないかという交渉もしているため、臨時的に定員を増やす形で解消を図りたいということを取り組んでいる。一般的に申し上げて、待機が出るような学校は、先ほども申し上げたが、学級数が多く教室も非常に逼迫している状況であり、なかなか場所の確保がすぐにできないという場合もある。私どもとしては、定員を拡大できるように引き続き学校と調整して、解消に努めてまいりたい。

小林委員

今のお話と真逆の質問だが、大泉東小は180人のキャパというのは、あの立派な建物の中にあるのだろうか、結構なキャパを持っている関町北小も、校舎建て替え後にこんなにたくさん受け入れられる場所を確保したということなのか。

子育て支援課長

まず、大泉東小については、ねりっこ学童クラブを導入する前、校内、校庭の南西に2階建ての別棟の学童クラブがあり、大泉東小第一学童クラブ・第二学童クラブそれぞれ45人ずつで運営していた。

ねりっこ学童クラブを導入する際に、学校内のどこの部屋かは今、正確に申し上げられないが、先ほど申し上げたように特別教室の関係などで、中に新たにお部屋1つと、先ほど言ったタイムシェアでお部屋をもう一つ使わせていただき45人プラス45人となり、実質的に言うと、別棟で90人、学校の中で90人という形で180人となっている。

同様に、135名確保させていただいているところも、もともと校内に別棟があったりして、中にお部屋を新しく1つと、時間貸しでもう1部屋お借りする機会が多くなっている。

⑦保育所等在籍・待機児童数について

教育長

続いて、報告事項の⑦について、ご説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いします。

森山委員

1の(3)の特定園のみ希望という数がかかなりいらっしゃると思う。この特定園のみ希望というのは、どのような特徴がある園を希望されているのか。

保育計画調整課長

特定園のみのご希望ということで、ご希望の際は13園まで記載をすることができる。こちらは単純に数だけで特定園という形にしておらず、例えばご兄弟でどうしても同じ園に入りたい、通勤のため駅方向のみを希望したいというようなご希望で、仮に近くにほかの空きのある園がある場合でもそちらには入らないという方がいらっしゃると考えている。

仲山委員

結果的に、そのような方のお子さんは、どのような状況になっているか。

保育計画調整課長

特定園のみのご希望ということで、ほかの園には入らない方については、区としては、周囲の保育園の空き状況が毎月ごとに変わる場所もあるため、そういったところをお示しして、丁寧にご案内をしているところである。

教育長

実際にどうされているかということをお聞きしていたのだが、その辺はいかがか。

保育計画調整課長

こちらの方々については、育休を延長されているなど、入園を待つということになっていると考えている。

岡田委員

A3の別紙の中で、定員があり、それから在籍の児童数がある。多くの園で定員と

在籍児童数がかなり近いような状況もあるが、例えば定員に対して3分の2ぐらいの在籍児童しかないところもあったりする。このようなものは何か理由があるのか。5ページに記載のところ定員が90人で在籍児童が64人となっている。

教育長

さくらさくみらい石神井公園などか。

岡田委員

そうである。

保育計画調整課長

こちらの園だが、特徴的なのは、3歳、4歳、5歳児がどうしても空く傾向にある。定員は、ゼロ歳、1歳、2歳についてはほぼ埋まっている状況である。どうしても3歳以降になると幼稚園など様々な施設ということで親御さんの選択肢が広がってくる状況もあり、3歳、4歳、5歳に空きが生じることが多いと考えている。

⑧区立施設予約システムの更新・統合について

教育長

続いて、報告事項の⑧のご説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ばらばらだったシステムを統一するという話である。
何か委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

⑨その他

教育長

続いて⑨のその他は、1件報告があると聞いている。

光が丘図書館長

再整備に伴う貫井図書館の利用について、口頭にてご報告する。
練馬区立美術館、貫井図書館の解体工事については、今年度中に着手する計画で進

めている。2月にご報告したコンストラクション・マネジメント業務委託を実施することにより、美術館および貫井図書館の解体工事の着手が少し遅れて年明けとなる見込みである。

貫井図書館については、これに伴い12月半ばまで通常の館内閲覧利用を行い、2月から中村橋区民センター内に予約資料の受取り窓口を開設する予定である。また、その間、現施設において予約資料の受取りができる期間を設ける予定である。

貫井図書館は、来館者数や貸出しが多いことから、区民の皆様の利便性に鑑み、資料の貸出し・返却サービスを休止する期間についてはできる限り短くするよう努めていく。

また、周知については、館内ポスター、図書館ホームページなどにより行っていく予定である。

教育長

本件について何かあったら願います。よろしいか。
委員の皆様からその他で何かあるか。よろしいか。
事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは、以上で第10回教育委員会定例会を終了する。